

### 耐震改修などをした住宅の固定資産税を減額します

※改修後3か月以内に申告書を提出してください。  
※詳しくは、お問い合わせください。

#### 耐震改修をした住宅

平成30年3月31日までに耐震改修工事をした住宅で、次の全ての要件を満たす場合、翌年度の割合減額します。

- ▽対象
  - 昭和57年1月1日以前に建築された住宅
  - 併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上
  - 耐震改修に1戸当たり50万円を超える費用を要した住宅

※減額対象床面積：1戸当たり120平方メートル相当分まで  
※耐震改修特例の適用は1回限り

#### ▽減額割合

- 通常の住宅の場合：2分の1を減額
- 認定長期優良住宅に該当することとなった通常の住宅の場合：3分の2を減額
- ※認定長期優良住宅に該当する場合は、認定通知書(写し)を添付してください。

#### 省エネ改修をした住宅

平成30年3月31日までに一定の省エネ(熱損失防止)改修工事をした住宅で次の要件を全て満たす場合、120平方メートルを限度に翌年度分の家屋の固定資産税を一定の割合減額します。

▽対象 平成20年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)で、次の改修工事に補助金などを除く自己負担額が50万円を超える費用を要した住宅

- 窓の断熱改修工事(必須)
- 床、天井か壁の断熱改修工事

※併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上  
※改修後の住宅の床面積が50平方メートル以上  
※新築住宅特例、耐震改修特例を受けている期間は適用されません。

※省エネ改修特例の適用は1回限りです。

#### ▽減額割合

- 通常の住宅の場合：3分の1を減額
- 認定長期優良住宅に該当することとなった通常の住宅の場合：3分の2を減額
- ※認定長期優良住宅に該当する場合は、認定通知書(写し)を添付してください。

#### バリアフリー改修をした住宅

平成30年3月31日までにバリアフリー(居住安全)改修工事をした住宅で次の要件を全て満たす場合、100平方メートルを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の3分の1を減額します。

#### ▽対象

- バリアフリー改修工事(廊下の拡張、手すりの取り付け、階段の勾配の緩和、床の段差の解消、浴室の改良、引き戸の取り替え、便所の改良、床表面の滑り止め化)で、補助金などを除く自己負担額が50万円を超える費用を要した住宅

●新築された日から10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く)

●併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上

●次のいずれかの方が居住する既存の住宅

●65歳以上の方(工事が完了した翌年の1月1日現在)

\*要介護認定か要支援認定を受けている方

\*新築住宅特例、耐震改修特例を受けている場合は適用されません。  
※バリアフリー改修特例の適用は1回限りです。

▽問合せ 課税課家屋資産税係

#### 木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の助成



市では、市民の防災意識の向上を図るとともに、災害に強い街づくりを推進するため、既存の木造住宅の安全性を高める目的で耐震診断と耐震改修を行う方に費用の一部を助成します。

▽期間 平成30年1月31日(水)まで

#### ▽助成棟数

- 耐震診断：20棟
- 耐震改修：4棟

#### ▽その他

詳しくは、市ホームページか都市計画課で配布するチラシをご覧ください。

※この制度を利用する場合は、事前にご相談ください(耐震診断、耐震改修とも同一の住宅に対して1回限りで、予算の範囲内で助成)

▽紛らわしい業者にご注意ください

この事業について特定の業者への委託は行っていません。

▽問合せ 都市計画課住宅係

### 成人式のお知らせ



未来を築く成人の門出を祝し

#### 第23回綱引き競技大会

▽日時 平成30年1月28日(日) 午前9時30分～午後1時(予定)

#### ▽場所 秋川体育館

#### ▽種目

- ①一般の部：8人制(体重制限なし)
- ②1チーム12人以内(10人以内の場合は監督、トレーナーが選手との兼務可)：監督1人、トレーナー1人、出場選手8人、交代要員2人
- ③自治会・町内会の部：6人制(体重制限なし)
- ④女子の部：6人制(体重制限なし)
- ⑤⑥⑦は1チーム10人以内(8人以内の場合は監督、トレーナーが選手との兼務可)：監督1人、トレーナー1人、出場選手6人、交代要員2人
- ⑧オープン競技：5人制(体重制限なし)

※②③は1チーム10人以内(8人以内の場合は監督、トレーナーが選手との兼務可)：監督1人、トレーナー1人、出場選手6人、交代要員2人

#### ▽申込み・問合せ

スポーツ推進係(直通558・1262、FAX558・1119)

#### ▽対象

- ①小学生3年生以下の部
- ②小学生4・5・6年生の部
- ③中学生の部

て、成人式を行います。  
▽日時 平成30年1月8日(月) 午前11時～11時50分(10時15分から受付)

#### ▽場所

秋川キララホール

#### ▽対象

平成9年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方

#### ▽その他

成人を迎えられる方には、案内状を送付します。該当する方で、案内状が届いていない方はご連絡ください。

#### ▽問合せ

生涯学習推進課生涯学習係(直通558・2438)

### 秋川流域子ども体験塾

### 小中学生駅伝大会



あきる野市、日の出町、檜原村の小中学生が走りますので、ご声援をお願いします。当日はゲストに元ヤマダ電機女子陸上部の中山亜弓さんを招き、子ども達に指導やアドバイスなどを行います。

▽日時 12月9日(土) 午前8時30分開会(雨天実施、荒天中止)

#### ▽場所

都立秋留台公園陸上競技場と周辺コース

#### ▽種目

- 小学生の部
- 第1組：午前9時20分スタート
- 第2組：午前10時10分スタート
- 中学生男子の部：午前11時10分スタート
- 中学生女子の部：午前11時15分スタート

#### ▽主催

秋川流域(あきる野市、義務教育年齢に該当する外国人を対象として教育を行う学校)に通学している児童・生徒(平成14年4月2日から平成23年4月1日までに生まれた方で、住民基本台帳に記録されている外国人住民の方)と同一の世帯に属する保護者(住民基本台帳に記録されている外国人住民の方)

#### ▽対象経費

児童・生徒が外国人学校に在籍した期間、保護者が納入した授業料の一部

#### ▽補助金額

児童・生徒1人につき月額2千円

#### ▽問合せ

教育総務課教育総務係(直通558・2406)

・日の出町・檜原村)子ども体験塾実行委員会

#### ▽その他

駐車場に限りがあります。中学生の部では、一般道路を利用するため、付近の道路が通行止めになります。

#### ▽問合せ

スポーツ推進課スポーツ推進係(直通558・1262)

ご連絡ください。  
●入学通知書が届かない方  
●入学通知書を受け取った後、転居が転出した方  
●平成30年3月末までに転居が転出する予定の方  
●国立、都立、私立の小・中学校などに入学する方(入学決定後、入学許可書とはんこをお持ちの上、届けてください)

#### ▽問合せ

外国人の方で入学を希望する方(就学願を提出している方は不要) 教育総務課学務係

#### ▽問合せ

教育総務課学務係

#### ▽問合せ

教育総務課学務係

